

令和7年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、令和6年7月10日付けで制定された田子町新規就農者定着支援事業実施要綱（以下「定着支援事業実施要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者となることを志向し、経営開始直後の新規就農者（以下「交付対象者」という。）が行う田子町新規就農者定着支援事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、田子町新規就農者定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和45年10月田子町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者及び補助金の額)

第2条 交付対象者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとするときは、定着支援事業実施要綱第4の規定に基づき、交付申請書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときには、補助金交付決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条及び同第10条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 交付対象者は、定着支援事業実施要綱第4の各号に該当する手続きが発生した場合は、それぞれ必要な書類を町長に提出しなければならない。
- (2) 交付対象者は、補助金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付終了年度から5年間保管するものとする。

(申請の取下げの期日)

第6条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、概算払いにより交付することとし、定着支援事業実施要綱第5の(4)に基づき、半年分を単位として支払うこととする。

- 2 交付方法について交付申請者から変更の申出があった場合は、それに対応できるものとするが、年度途中での変更は認めない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、補助金請求書(様式第2号)を町長に提出して行うものとする。

(その他)

第9条 定着支援事業実施要綱、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月9日から施行する。
- 2 年度内に事業を完了させる必要があることから、年度末から交付されるものについて、開始日前に交付申請をすることができるものとする。

別表（第2条関係）

交付対象者	補助対象経費	補助金の額
定着支援事業実施要綱第5の（2）の承認を受けた者であること。 ただし、町税等の滞納をしている者を除く。	定着支援事業実施要綱に基づいて行う定着支援金の交付に要する経費	定着支援事業実施要綱第3の（2）に定める額以内の額

様式第 1 号（第 4 条関係）

田収発第 号
令和 年 月 日

様

田子町長 山 本 晴 美

令和 7 年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金については、田子町補助金等の交付に関する規則第 4 条第 1 項の規定により決定し、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付の目的及び内容は、交付申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額 金 円

様式第 2 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

住所

氏名

印

令和 7 年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金請求書

金 _____ 円

ただし、令和 年 月 日付け田収発第 号で交付決定を受けた令和 7 年度
田子町新規就農者定着支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

田収発第 号
令和 年 月 日

様

田子町長 山 本 晴 美

令和 7 年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度田子町新規就農者定着支援事業費補助金については、田子町補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

交付決定額	確定額 (A)	交付済額 (B)	未交付額 (今回交付額) (A－B)	備考
円	円	円	円	